

福岡県公報

平成二十一年三月二十五日
第二千九百四十六号
増刊 ①

目次

規 則 (第七号・第九号)

福岡県認定こども園の認定基準に関する条例施行規則の一部を改正

する規則 (子育て支援課)

福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進

に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (子育て支援課)

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規

則 (県民文化スポーツ課)

規 則

福岡県認定こども園の認定基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第七号

福岡県認定こども園の認定基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県認定こども園の認定基準に関する条例施行規則(平成十八年福岡県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「保育所保育指針について(平成十一年十月二十九日児発第七百九十九号厚生省児童家庭局長通知)に定める保育所保育指針」を「保育所保育指針(平成二

十年三月厚生労働省告示第四百四十一号)に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第八号

福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成十八年福岡県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「認可保育園」を「認可保育園」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第九号

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則(平成十七年福岡県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一

「高校・大学生等」

を「大学生等」

に改め、同表の一備考二及び三を次のよ

うに改める。

二 「大学生等」とは、大学(短期大学を含む。)の学生及びこれに準ずる者をいう。

三 「一般」とは、大学生等、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒及びこれに準ずる者（以下この表において「高校生等」という。）並びに十八歳未満の者以外の者をいう。

別表第二の一備考五中「幼児・児童等」を「高校生等及び十八歳未満の者」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）